

令和8年度

小規模崩壊地復旧事業

上田原地区

復旧工事 仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市田原町（竹元宅裏）

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**上田原復旧工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
- ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第1章 総則 第5節

「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

- 2 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。
- 3 請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。
- 4 請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節

現場代理人の兼務

1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事とし

て、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

- れら複数の工事を一の工事とみなす。
- (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 7 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書 1-1-3-10 工事現場の環境改善等に従うこと。

第 9 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の

提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 10 節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 材 料

第 1 節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

1 対象構造物

令和 8 年 1 2 月 1 日から 令和 9 年 2 月 2 8 日 までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

2 養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

3 打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第 3 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 [\(有\)林商会山内町建設発生土リサイクルプラ](#) [庄原市山内町5965-1](#)

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 4 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

工 事 概 要

工 事 名	上田原地区復旧工事							
施 工 箇 所	庄原市田原町							
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要	
				当初	変更			
	山腹工	治山土工	掘削工	51.0		m3		
			作業土工	16.0		m3		
			残土処理工	100.0		m3		
			法切工	85.0		m3		
		法面工	植生工(伏工)	96.1		m2		
		土留工	土留(練積ブロック)	41.7		m2		
		水路工	山腹集水路・排水路工	21.7		m		
		銘板工	銘板工	1.0		枚		
		仮設工	仮設工	防護施設工	15.0		m	
				仮設道	6.4			

令和 8 年度

上田原地区復旧工事

庄原市田原町

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	上田原地区復旧工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	林道 令和07年度
工種区分	治山・地すべり防止工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 5月 1日付 林道	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年10月 治山林道

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し 現場環境改善費 …… 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
治山・地すべり防止工事02						
山腹工	1	式				
治山土木	1	式				
掘削工 V=51m ³	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準以外	51	m ³			P 1 号	
作業土工 V=16m ³	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準以外	16	m ³			P 1 号	
埋戻し 現場制約あり 土砂 締固め無し	12	m ³			P 2 号	
残土処理工 V=100m ³	1	式				
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	100	m ³			P 3 号	
小運搬	1	式				
小型不整地運搬車運搬 加-7式 0.5t級 礫質土 機械荷卸し 運搬距離 80m	100	m ³			施 4 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	100	m3			P 5号	
ダンプトラック運搬 4t積級 ハック杓山積0.28m3(平0.20m3) 運搬距離 6.1km	100	m3			施 6号	
処分費	1	式				
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (有)林商会山内町建設発生土リサイクルプラント リサイクルプラント 庄原市山内町	100	m3				
法切工	1	式				
法切工 V=85m3	1	式				
人力のり切 法切前の斜面勾配 60度未満	4	m3			施 7号	
掘削 小規模 土砂 標準以外	81	m3			P 1号	
法面工	1	式				
植生工(伏工) A=96.1m2	1	式				
植生マット工 施工規模250m2未満 時間制約無	96.1	m2			施 8号	
土留工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土留（練積ブロック） A=41.7m ²	1	式				
現場打基礎コンクリート 基礎砕石無 18-8-40高炉60%小型 一般・特殊養生(練炭)	2.8	m ³			P 9 号	
コンクリートブロック積工 JIS滑面 150kg/個未満 昼間 時間制約無 練積 裏込コンクリート無	41.7	m ²			施 10 号	
裏込砕石工	8.2	m ³			施 11 号	
現場打天端コンクリート 18-8-40高炉60%小型 一般養生	0.4	m ³			P 12 号	
石積(張) 積工 練石 雑割石	0.6	m ²			P 13 号	
胴込・裏込コンクリート 積工 18-8-40高炉60%小型	0.1	m ³			P 14 号	
水路工	1	式				
山腹集水路・排水路工 L=21.7m	1	式				
1号水路工 角フリューム150	21.7	m			明 15 号	
鉄板工	1	式				
銘板工 N=1枚	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
林道名板 (A型・アルミ軽合金) 200×150×10mm	1	枚				
仮設工	1	式				
仮設工	1	式				
防護施設工 L=21.0m	1	式				
仮設防護柵 H=1.5m・L=21.0m・A=31.5m ²	1	式			明 16 号	
仮設道 L=6.4m、W=2.0m	1	式				
3 t 級ブルドーザ敷均し	29	m ³			施 17 号	
大型土のう製作・設置 バックホウ据付	8	袋			施 18 号	
大型土のう撤去 バックホウ(クレーン機能付)	8	袋			施 19 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費率分	1	式				
現場環境改善費率分	1	式				大都市・市街地以外
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

上田原地区復旧工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
掘削 小規模 土砂 標準以外							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			20.13				
小型バックホウ(加-5)[標準・排対:2次] 標準バックホウ 山積0.13m3[平積0.10m3]			20.13				
【労務】			71.97				
運転手(特殊)			71.97				
【材料】			7.90				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			7.90				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J6] = 8 施工数量 標準以外				[J2] = 5 施工方法 上記以外(小規模)			

上田原地区復旧工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
埋戻し 現場制約あり (土砂 締固め無し)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
普通作業員			100.00				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 6 施工方法 現場制約あり			[J2] = 1 土質 土砂				
[J3] = 2 締固めの有無 締固め無し			[SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員				

上田原地区復旧工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			20.13				
小型バックホウ(加-5)[標準・排対:2次] 標準バックホウ 山積0.13m3[平積0.10m3]			20.13				
【労務】			71.97				
運転手(特殊)			71.97				
【材料】			7.90				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			7.90				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂				[J2] = 5 作業内容 小規模(標準以外)			

上田原地区復旧工事

【 第 4 号 施工単価表 】						
小型不整地運搬車運搬 加-5式 0.5t級 礫質土 (機械荷卸し , 運搬距離 80m)						12.77 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
小型不整地運搬車運転(賃料) 加-5式 0.5t級		日				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 資材区分 礫質土		[B] = 1.800 min		積込時間(t1)		
[C] = 80.000 m 運搬距離		[D] = 2 荷卸し区分		機械荷卸し		
[I] = 2 不整地運搬車規格 加-5式 0.5t級						

上田原地区復旧工事

【 第 5 号 施工パッケージ 】							
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			26.01				
バックホ(クロー型)[標準型・排対型:2次基準] 標準バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3]			26.01				
【労務】			62.89				
運転手(特殊)			62.89				
【材料】			11.10				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			11.10				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂				[J2] = 4 作業内容 小規模(標準)			

上田原地区復旧工事

【 第 6号 施工単価表 】						
ダンプトラック運搬 4t積級 片ヶ杓山積0.28m3(平0.20m3) (運搬距離 6.1km ,)						2.58 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ダンプトラック運転 4t積級 損料補正なし タイヤ損耗費:良好		時間				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 ダンプトラック規格 4t積級		[B] = 6.100 km				運搬距離(L)
[C] = 4.800 運搬状況による係数()		[D] = 1 土質区分 粘性土・砂・砂質土・礫質土				
[E] = 1 積込方法 片ヶ杓山積0.28m3(平0.20m3)		[T] = 1 タイヤ損耗費区分 タイヤ損耗費:良好				
[GH] = 1 岩石補正 損料補正なし						

上田原地区復旧工事

【 第 7号 施工単価表 】						
人力のり切 法切前の斜面勾配 60度未満						10 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
諸雑費						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 法切前の斜面勾配 60度未満			[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員			

上田原地区復旧工事

【 第 8 号 施工単価表 】						
植生マット工 施工規模250m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 植生工(人力施工) 植生マット工 肥料袋付 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 工種 植生マット工			[B] = 4 施工規模	施工規模250m2未満		
[C] = 1 時間制約 時間制約無						

上田原地区復旧工事

【 第 9 号 施工パッケージ 】							
現場打基礎コンクリート 基礎砕石無							
(18-8-40高炉60%小型 ,一般・特殊養生(練炭))							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.69				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			1.69				
【労務】			67.42				
型わく工			20.75				
普通作業員			16.42				
土木一般世話役			10.47				
特殊作業員			9.55				
その他(労務)							
【材料】			30.89				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			29.74				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.97				
その他(材料)							

上田原地区復旧工事

【 第 10 号 施工単価表 】						
コンクリートブロック積工 JIS滑面 150kg/個未満 (昼間 時間制約無 , 練積 裏込コンクリート無)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
昼間_ブロック積工【手間のみ】						
時間的制約なし コンクリートブロック積工	1	m2				
コンクリート積みブロック-滑面-<JISA5371> 280×420×350, 8.5個/m2 参考質量41.2kg以上	1	m2				
生コンクリート 18-8-40 W/C60% 高炉 小型車割増あり	0.246	m3			施 20 号	
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件]						
[G] = 1 コンクリート積ブロックの規格 JIS滑面 150kg/個未満			[B] = 3 時間的制約の有無 時間制約無			
[C] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無			[D] = 1 練積・空積区分 練積			
[E] = 2 裏込コンクリート施工区分 裏込コンクリート無			[F] = 0.220 m3 胴込・裏込コンクリート使用量			
[N1] = 18 生コンクリート規格 18-8-40 W/C60%			[N2] = 2 セメント種別 高炉B種			
[N3] = 2 生コン小型車割増 小型車割増あり			[I] = 0.000 m3 胴込砕石使用量			

上田原地区復旧工事

【 第 11 号 施工単価表 】						
裏込砕石工						
10 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生クラッシャー 40～0mm	12	m3				
バックホウ運転(賃料) 加-ラ型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:1次基準		日				
諸雑費						
労務、賃料、運転経費の% 計		%				
単位当たり						
[条件]						
[S1] = 4 砕石区分 再生クラッシャー C-40			[x] = 2			バックホウ規格区分 排対型:1次基準
[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

上田原地区復旧工事

【 第 12 号 施工パッケージ 】							
現場打天端コンクリート							
(18-8-40高炉60%小型 ,一般養生)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			2.43				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1~3,2011,2014			2.43				
【労務】			63.99				
型わく工			21.93				
普通作業員			15.12				
土木一般世話役			10.73				
特殊作業員			7.30				
その他(労務)							
【材料】			33.58				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%) ,高炉			32.10				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			1.48				
【端数調整】							

上田原地区復旧工事

【 第 13 号 施工パッケージ 】							
石積(張) 積工 練石 雑割石							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			6.02				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.28m3(平積0.2)吊能力1.7t 排対型1,2,3次 低騒音			6.02				
【労務】			91.08				
普通作業員			48.60				
運転手(特殊)			22.52				
石工			15.57				
[参考値] 土木一般世話役			4.39				
【材料】			2.90				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.90				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 積張の区分 積工 [J3] = 2 石の種類 雑割石				[J2] = 1 構造区分 練石 [SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員			

上田原地区復旧工事

【 第 14 号 施工パッケージ 】							
胴込・裏込コンクリート 積工 1 m3 当り (18-8-40高炉60%小型 ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.83				
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.28m3(平積0.2)吊能力1.7t 排対型1,2,3次 低騒音			1.83				
【労務】			29.13				
普通作業員			11.32				
特殊作業員			10.09				
運転手(特殊)			6.87				
その他(労務)							
【材料】			69.04				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			68.16				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.88				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 積張の区分 積工							
				[N1] = 7 胴込・裏込コンクリート規格 18-8-40(高炉)W/C60%			

上田原地区復旧工事

【 第 15 号 明細書 】						
1号水路工 角フリューム150						10 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
U型側溝 L=2000mm/本	10	m			明 21 号	
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB 人力打設	0.06	m3			明 22 号	
型枠 一般型枠 均しコンクリート	0.5	m2			明 23 号	
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB 人力打設	0.02	m3			明 22 号	
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

上田原地区復旧工事

【 第 16 号 明細書 】						
仮設防護柵 H=1.5m・L=21.0m・A=31.5m ²						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
丸パイプ 48.6mm , L=1.5m	15	本				
丸パイプ 48.6mm , L=3.0m	21	本				
丸パイプ 48.6mm , L=1.0m	15	本				
自在クランプ 48.6用	60	個				
金網 菱形・亜鉛引 , 4mm × 50mm目	33.6	m ²				
シート 防火養生シート , 幅1.8m × 長さ5.4m	35	m ²				
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

上田原地区復旧工事

【 第 17 号 施工単価表 】						
3 t 級ブルドーザ敷均し						100 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員						
機械補助労務		人				
ブルドーザ運転						
普通3t級		日				
損料補正なし 排対型:1次基準						
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[X] = 2 ブルドーザ規格区分 排対型:1次基準			[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員			

上田原地区復旧工事

【 第 18 号 施工単価表 】						
大型土のう製作・設置 バックホウ据付						10 袋 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
1t土のう 丸型,径110cm×長108cm	10	枚				
土砂						
ほぐした土量	10	m3				
バックホウ運転(クレーン機能付き)(賃料) 加-ラ型-後方超小旋回型 山0.45m3 2.9t吊 排対型:1次基準		日				
諸雑費						
労務費の% 計		%				
単位当たり						
[条件] [y1] = 1 大型土のう区分 1t土のう			[x] = 2			
[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

上田原地区復旧工事

【 第 19 号 施工単価表 】						
大型土のう撤去 バックホウ(クレーン機能付)						
10 袋 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
バックホウ運転(クレーン機能付き)(賃料) 加-ラ型 山積0.8m3(平積0.6) 2.9t吊 排対型:1次基準		日				
諸雑費						
労務費の% 計		%				
単位当たり						
[条件] [A] = 1 使用機械 バックホウ(クレーン機能付)			[x1] = 2			バックホウ規格区分 排対型:1次基準

上田原地区復旧工事

【 第 20 号 施工単価表 】						
生コンクリート 18-8-40 W/C60% 高炉 (小型車割増あり)						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%) , 高炉	1	m3				
レディーミクストコンクリート 小型車割増	1	m3				
計						
単位当たり						
[条件]						
[N1] = 18 生コンクリート規格 18-8-40 W/C60%			[N2] = 2 セメント種別 高炉B種			
[N3] = 2 生コン小型車割増 小型車割増あり						

上田原地区復旧工事

【 第 24 号 施工パッケージ 】							
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物							
(18-8-40高炉60%小型 , 一般養生)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】							
			36.06				
普通作業員			21.19				
特殊作業員			6.54				
土木一般世話役			5.90				
その他(労務)							
【材料】							
			63.94				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%) , 高炉			63.94				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 構造物種別 無筋・鉄筋構造物				[J9] = 3 打設工法 人力打設			
[N1] = 32 コンクリート規格 18-8-40(高炉)W/C60%				[J5] = 2 養生工の種類 一般養生			
[J7] = 1 現場内小運搬の有無 有り				[N3] = 2 生コン小型車割増 小型車割増あり			
[SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員							

上田原地区復旧工事

【 第 25 号 施工パッケージ 】							
型枠 一般型枠 均しコンクリート							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
型わく工			58.78				
普通作業員			19.90				
土木一般世話役			6.07				
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 型枠の種類 一般型枠			[J2] = 5 構造物の種類 均しコンクリート				
[SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員							

庄原市 田原町 上田原地区

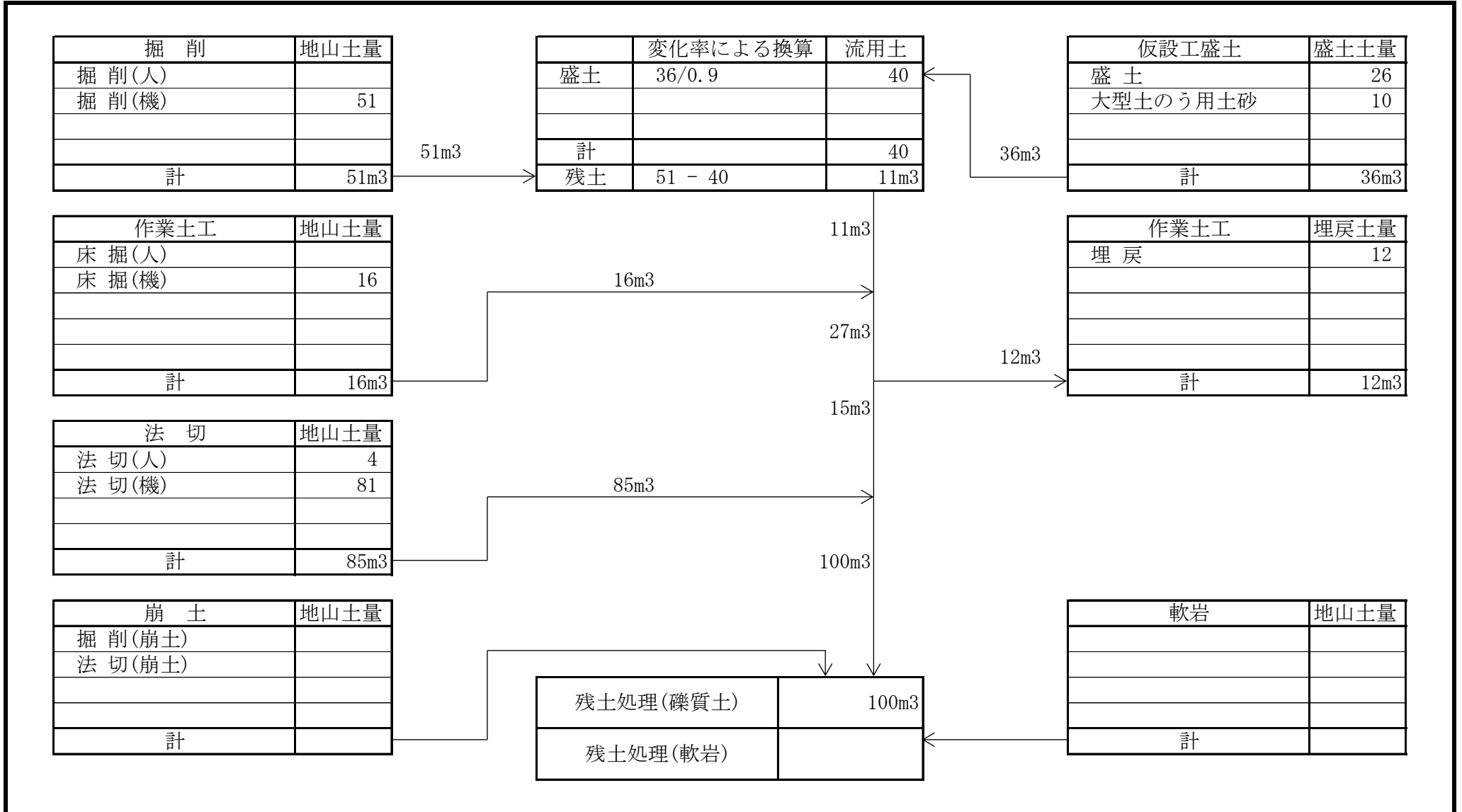
数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			数量	単位	備考	
山腹工	治山土工								
		掘削工							
			掘削(土砂)	機械	礫質土	51	m3	バックホウ0.13m3掘削積込(地山)	
		作業土工							
			床掘	機械	礫質土	16	m3	バックホウ0.13m3掘削積込(地山)	
			埋戻	人力	土砂	12	m3	締固め無し	
		残土処理工							土量配分表より
			積込	礫質土	法切(人力)	100	m3	バックホウ0.13m3積込(ルーズ)	
			運搬	礫質土		100	m3	小型不整地運搬車0.5t積L=80m	
			残土積込	礫質土		100	m3	バックホウ0.28m3積込(ルーズ)	
			残土運搬	礫質土		100	m3	ダンプトラック4t 運搬距離 L=6.1km	
			処分費	礫質土		100	m3	有限会社林商会山内町第2号建設発生土受入地	
		法切工							
			法切工						
				法切	人力	礫質土	4	m3	機械積込別途 バックホウ0.13m3積込(ルーズ)
		法切	機械	礫質土	81	m3	バックホウ0.13m3掘削積込(地山)		
法面工									
	伏工								
		植生マット		肥料袋付	96.1	m2			
土留工									

数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	数量	単位	備 考
		土留(練積ブロック)				
		コンクリートブロック基礎	18-8-40BB	2.8	m3	
		コンクリートブロック基礎型枠		10.8	m2	コンクリートブロック基礎歩掛に含まれる
		コンクリートブロック積	滑面ブロック	41.7	m2	
		裏込砕石	RC-40	8.2	m3	
		天端コンクリート	18-8-40BB	0.4	m3	
		すりつけ工	練石積 石径Φ250内外	0.6	m2	構造図より $(0.64+0.48)/2 \times 1.0=0.56$
			胴込コンクリート	0.1	m3	構造図より $0.56 \times 0.83 \div 10=0.05$
		目地材	瀝青質板	0.8	m2	歩掛に含まれる
水路工						
		山腹集水路・排水路工				
		山腹U型側溝	1号水路工	21.7	m	角フリューム150
銘板工						
		銘板工				
		堤名板	林道名板(A型) 150×200×10mm	1	枚	
仮設工	仮設工					
		仮設道設置				
		盛土		29	m3	26 /0.9
		大型土のう作成(径110cm×長108cm)		8	個	10 /0.9=11m3
		防護施設工				

土 量 配 分 表



仮設工 数量計算表

測点名	距離 (m)	盛土 機械・礫質土				大型土のう作成(径110cm×長108cm) 機械・礫質土				修正距離 (m)	断面 (m2)	平均 (m2)	体積 (m3)
		修正距離	断面	平均	体積	個数	土量	平均	体積				
		(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(個)			(m3)				
			0.0										
	1.3		4.6	2.30	3.0								
A-A	1.0		4.6	4.60	4.6								
	3.0		4.6	4.60	13.8								
	1.9		0.0	2.30	4.4								
							1.3						
A-A	1.0					3	1.3	1.30	3.9				
	3.0					3	1.3	1.30	3.9				
	1.9					2	1.3	1.30	2.6				
合計					25.8				10.4				
設計数量					26				10				

掘削工 数量計算表

測点名	距離 (m)	掘削 人力・礫質土				掘削 機械・礫質土							
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
		(m)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m)	(m ²)	(m ²)	(m ³)
No. 0						1.4							
No. 1	7.5					1.3	1.35	10.1					
					0.21	1.3	1.30	0.3					
No. 2	3.5					4.6	2.95	10.3					
No. 3	4.0				3.92	2.7	3.65	14.3					
					0.14	2.7	2.70	0.4					
					6.11	2.5	2.60	15.9					
No. 4	6.2				0.11	0.0	1.25	0.1					
合計	21.2							51.4					
設計数量								51					

作業土工 数量計算表

測点名	距離 (m)	床 掘 人力・礫質土				床 掘 機械・礫質土				埋 戻			
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
		(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
No. 0						0.8					0.6		
No. 1	7.5					0.8	0.80	6.0			0.6	0.60	4.5
					0.21	0.8	0.80	0.2	0.21	0.6	0.60	0.1	
No. 2	3.5					0.7	0.75	2.6			0.5	0.55	1.9
No. 3	4.0				3.92	0.7	0.70	2.7	3.92	0.5	0.50	2.0	
					0.14	0.7	0.70	0.1	0.14	0.5	0.50	0.1	
					6.11	0.6	0.65	4.0	6.11	0.5	0.50	3.1	
No. 4	6.2				0.11	0.6	0.60	0.1	0.11	0.5	0.50	0.1	
合計	21.2							15.7				11.8	
設計数量								16				12	

法切・法面工 数量計算表

測点名	距離 (m)	法切 人力・礫質土				法切 機械・礫質土				伏工 植生マット			
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	法長	平均	面積
		(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m)	(m)	(m2)
No. 0			0.0				0.2				1.7		
No. 1	7.5	8.3	0.6	0.30	2.5	8.3	5.6	2.90	24.1	8.6	6.5	4.10	35.3
No. 2	3.5	4.3	0.1	0.35	1.5	4.3	7.0	6.30	27.1	4.7	4.8	5.65	26.6
No. 3	4.0	3.5	0.0	0.05	0.2	3.5	3.3	5.15	18.0	3.2	4.3	4.55	14.6
No. 4	6.2	5.5	0.0			5.5	0.8	2.05	11.3	5.2	2.7	3.50	18.2
		0.5	0.0			0.5	0.0	0.40	0.2	0.5	2.7	2.70	1.4
合計	21.2				4.2				80.7				96.1
設計数量					4				81				96.1

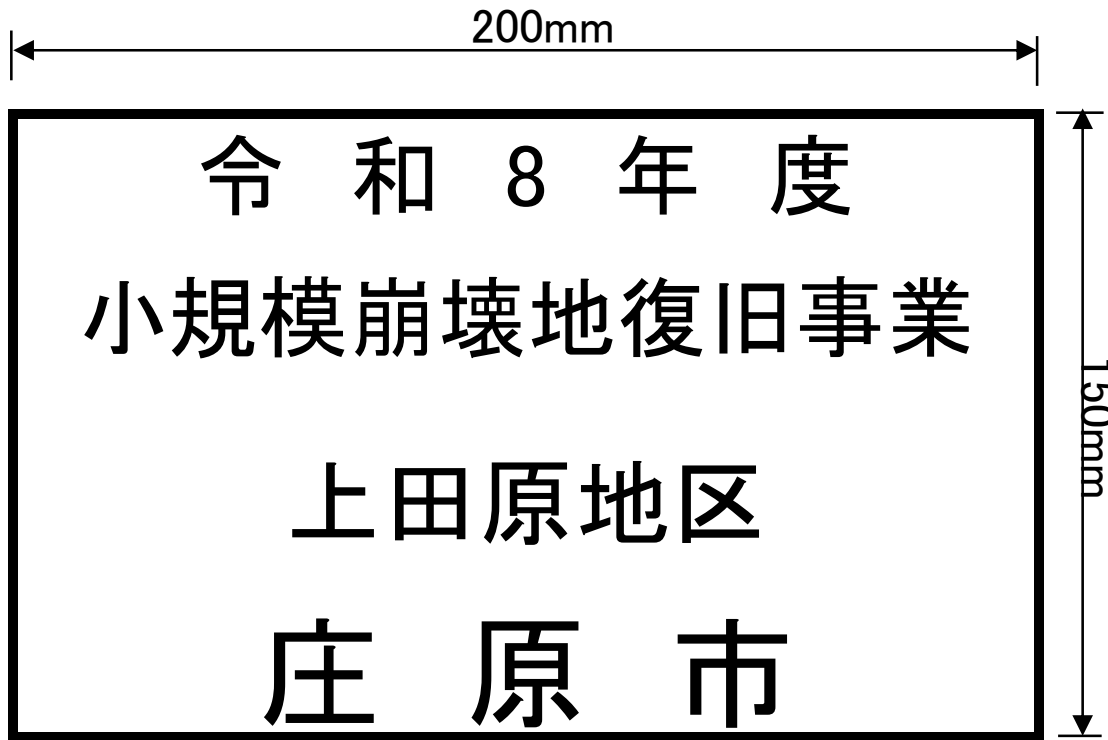
庄原市 田原町 上田原地区

練積ブロック工 数量計算表 2

天端厚 0.37 表勾配1: 0.30 斜率 1.044 勾配0.32 1.05
 裏勾配1: 0.30

測点名	距離 (m)	高さ (m)	基礎コンクリート			基礎型枠			目地材					
			断面	平均	体積	高さ	平均	面積			面積	断面	平均	面積
			(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m)	(m2)			(m2)	(m)	(m)	(m2)
No. 0		2.00	0.13			0.50								
No. 1	7.50	2.00	0.13	0.13	0.98	0.50	0.50	3.75						
	0.21	2.00	0.13	0.13	0.03	0.50	0.50	0.11						
No. 2	3.50	2.09	0.13	0.13	0.46	0.50	0.50	1.75	H=2.09		0.80			
No. 3	3.92	2.20	0.13	0.13	0.51	0.50	0.50	1.96						
	0.14	2.20	0.13	0.13	0.02	0.50	0.50	0.07						
	6.11	2.60	0.13	0.13	0.79	0.50	0.50	3.06						
No. 4	0.11	2.60	0.13	0.13	0.01	0.50	0.50	0.06						
合計	21.5				2.80			10.76			0.8			0.00
設計数量					2.8			10.8			0.8			0.0

名板仕様



【規格・仕様】 アルミ軽合金 150×200×10mm
地色黒色焼付 縁および文字 白銀浮出し仕上げ